

相続ドック NEWS RELEASE

2020年1月号

英和コンサルティング(株)
英和税理士法人

東京都品川区大崎4丁目1番2号
ウィン第2五反田ビル7F

PHONE: (03)3491-3811 <http://www.eiwa-gr.jp/>

NEWS RELEASE NEWS RELEASE NEWS RELEASE NEWS RELEASE NEWS RELEASE NEWS RELEASE NEWS RELEASE NEWS RELEASE NEWS RELEASE

2020年度税制改正大綱発表！大型節税封印へ…

大型節税対策は廃止！
富裕層囲い込みは厳しく！
効率化のための改正もちらほら



法人、個人とも幅広く影響を受ける改正は少なく、大企業や富裕層による大型節税封じや、納税環境整備による効率化などに集約された印象です。

意図的な赤字づくりにNO！

●過去最高益なのに税金ゼロ！？

リフト・ソラグループ（SBG）は、2016年に3兆3,000億円で買収した英アールHD社から、その保有株を配当として受領。結果、同社資産価値は大きく下落。同社傘下のファンドに現物出資（譲渡）し、巨額の売却損が生じて赤字決算に。

赤字は2兆円ともいわれ、結果、会計上は過去最高益だった2018年3月期の法人税負担が“ゼロ”になっています。

●残った赤字で翌期も節税

その後、東京国税局から4,000億円の申告漏れを指摘されて、SBGは修正申告したものの、税務上は赤字のままで、追徴課税なしに。

2020年度税制改正大綱のポイント



暮らしは？

- 低未利用地の長期譲渡に特別控除が登場
- ◇ 配偶者居住権の譲渡所得制度も整備
- ◇ つみたてNISA期間延長へ
- 未婚のひとり親の所得控除見直し
- 海外中古建物利用の所得税節税の廃止
- 住宅貸付建物の消費税還付の廃止
- ◇ 財産債務調書、国外財産調書制度の見直し

○ 減税
● 増税
◇ 中立

企業は？

- 5G投資促進税制（2年限定）
- オープンイノベーション促進税制
- 中小企業の交際費損金不算入2年延長
- 少額減価償却資産の特例延長へ
- 企業版ふるさと納税の拡充と延長
- 子会社利用の節税スキーム廃止
- 大企業は飲食交際費も課税へ

効率化

- ◇ 連結納税企業も単体申告、修正も税務調査も効率化
- ◇ 消費税申告期限延長で申告書作成が1回で完了
- ◇ クラウド経費精算システム利用で書類保管不要へ



繰延べられた欠損金の1/2が翌期利益と相殺されたため、2019年3月期は税引前利益1兆6,913億円に対し、14%相当の2,367億円の税負担で済んでいます。実効税率30%よりかなり低く、ある経済誌の“税負担の少ない大企業50社”に見事26位でランクイン！

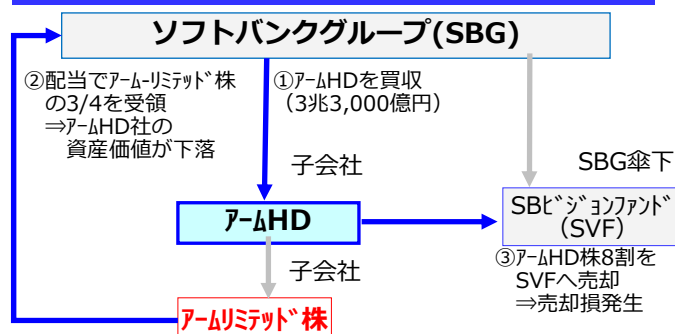
●見た目は合法的でも…



SBGは“不当に税負担を減らしたわけではない”と主張。国税庁も“一連の取引に違法性はない”と渋々認めたものの、子会社株の所有者を変えただけのマジック節税が繰り返されないよう、素早く改正へ動きました。

改正後は、資産価値が下がった時点で簿価の減額処理をする必要が出るため、売却損が発生せず、節税効果は得られません。

株主が変わっただけで損失が発生



●海外住宅投資の節税にもメス

海外住宅投資で赤字を作り、国内所得と通算して税負担を減らすという人気の節税手法は、改正で“海外住宅の減価償却費で発生する赤字は生じなかったもの”となり、節税できなくなります。



<中古住宅の短い耐用年数を利用>

海外住宅は築20年以上でも家賃収入が得られ、価値が下がりにくい。簡便法で算出した短い耐用年数（例：木造で築22年超⇒4年）で、家賃を上回る減価償却費で赤字が発生する。

●会計検査院報告は改正の予兆？

会計検査院が富裕層の多い東京・麹町税務署管内などを調べたところ、海外の中古物件を活用した節税スキームで、**延べ337人が39億8千万円超の赤字を計上**していたことが発覚。

2015年に会計検査院が問題点をすでに指摘しており、当時から税制改正の可能性を指摘する声が多くありました。



●金売却での消費税還付？！



通常は還付できない賃貸住宅取得時の消費税の還付を受けるため、金の売却で多額の課税売上を作って申告する手法は、一部不動産投資家に流行しました。

法人設立から各種届出、還付申告からその後3年後の対応までで行う専門業者もあり、利益度外視で金売却を繰り返すケースもあったとかなかったとか…。

◆事務所等：家賃収入は課税対象。申告時に建物取得時の消費税の還付申告が可能。

◆住宅：家賃収入は非課税で納税がない代わりに物件取得時の消費税も申告できない。

<金売却で消費税還付を受ける事例>

建物 5,500万円（うち消費税500万円）

- ①取得年：家賃収入0+金の課税売上1万円
消費税4,999,000円の還付金を受領
- ②2年目：家賃360万円
- ③3年目：家賃360万円+課税売上800万円※
※手元資金100万円で8回以上売買を繰り返せば、800万円の課税売上を作れる。

●還付金スキームを完全封じこめ



改正後は、**建物の貸付目的が住宅用だと課税仕入の対象外**となり、建物取得年の課税仕入計上ができなくなります。（ただし取得後3年以内に住宅以外の目的で貸したり、物件を売却した場合は、対応部分の消費税を控除可能）

新たな還付金スキームが登場するたび改正が繰り返されてきましたが、国と納税者のいたちごっこに終止符が打たれたことに…！？

注目の新税制は？



●未利用地の譲渡所得に優遇措置

所有期間5年超の都市計画区域内の**低未利用地の譲渡（500万円以下）で100万円の特別控除**がとれるようになります。

税負担が20万円減る上、固定資産税負担もなくなるので、積極的に売却に応じる人が増える可能性も。

<低・未利用地とは>

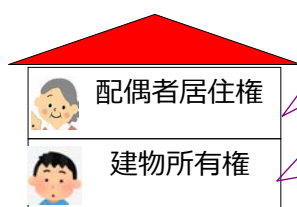
空き地、空き家・店舗、工場跡地、管理放棄の森林など長期間利用されていない土地や、資材置き場や青空駐車場など利用頻度が低い土地の総称。

●配偶者居住権の譲渡所得の取扱い

被相続人所有の自宅に、無償で一生住み続ける権利を保证する“配偶者居住権”。今回は、配偶者居住権付きの自宅売却時の取扱いが明示されました。

所有者が配偶者居住権放棄の対価としてお金を渡せば、配偶者は譲渡所得の申告が必要に。逆に、支払わなければ所有者へ贈与があった扱いになります。所有者が売却した際の、取得費の計算方法も明らかにされました。

母が配偶者居住権、息子が所有権を相続した場合



★配偶者居住権の放棄－
息子から母へお金を渡したら
母は譲渡所得の申告が必要

★配偶者居住権消滅前に
自宅を売却した場合－
「全体－配偶者居住権部分」
を取得費として申告

●富裕層の資産把握は厳しく…

◆相続発生年の報告は不要に

一定以上資産を保有する富裕層は、財産債務調書や国外財産調書の提出が必要ですが、相続発生年は相続財産分の報告は不要になります。

◆国外財産取得時の書類提出も要件に

国外資産の調査では、投資時期、資金の出所、売却時の利益把握などのため、取得時の書類が重要。

今後国外財産に関連して所得税や相続税の申告もれがあれば、税務署に求められた提出期限内に取得時の書類などを提出したかどうかで、過少申告加算税の調整が入るよう。

パターン別の過少申告加算税

	関連書類の提出	
	あり	なし
国外財産調書記載の財産	5%	10%
記載していない財産	15%	20%

●大型投資促進税制が登場



◆5G投資促進税制（2年限定）

国内通信大手、工場などで独自の5G通信網を整備する事業者向け、5G通信網整備を後押しする新制度（下記いずれかを選択）

- ・認定設備投資額の30%の特別償却
- ・15%の税額控除（上限：法人税額の20%）

◆オープンイノベーション促進税制（2年限定）
企業やベンチャーキャピタルが設立10年未満の未上場企業に1億円以上出資※した場合、出資額の25%を損金算入できる。
※中小企業は1,000万円以上の出資

効率化のための改正も…



●既存制度の見直し、延長

★交際費の特例	2年延長
・中小企業年800万円までの交際費の損金算入特例 ・接待交際費の50%の損金算入特例 ⇒資本金100億円超企業は対象外に！	
★少額減価償却資産の特例	2年延長
PCなど30万円未満の資産を、年間300万円まで損金算入できる。資本金1億円以下でも、従業員501人以上の法人、連結法人は利用不可に！	
★企業版ふるさと納税	5年延長
認定自治体の指定事業へ寄付した場合、60%税額控除を認める（控除割合アップ）。	

●連結企業も単体申告で負担軽減

企業グループを一社とみなし、グループ内の黒字と赤字を相殺したり、税優遇枠を共有して申告できるのが連結納税制度のメリット。ただし1社でも計算ミスができれば全体の修正が必要なため、企業側と税務当局の大きな負担でした。

改正後はメリットは残したまま、グループ各社が申告納税する仕組みに変わるので、修正事務負担が軽くなります。

●消費税の申告事務を軽減



法人税の申告期限は1ヵ月延長できても消費税はできないため、2ヵ月以内に決算が固まらないうちに、概算数値で申告し再提出する二度手間が生じていました。改正後は消費税も1ヵ月間延長できるため、申告も一度で済むことに！

ただし納税期限は2ヵ月以内、概算納付しないと利子税がかかります。

●クラウドシステム利用で効率化

クラウド型の経費精算ソフトを利用し、カードや電子マネーで決済した経費情報は、クラウド上の保管情報が国税関係書類と認められることになり、紙保管が不要に！

ペーパーレス化でファイリング事務も保管スペースも不要に！利用料との兼ね合いとはなりますが、システム導入する会社は確実に増えそうです。

富裕層の申告もれが過去最高！～2018年度所得税税務調査実績～

●調査件数は前年より減少

2018事務年度（2018年7月～2019年6月）に行われた調査は、件数合計は前年より減少しましたが、実地調査件数は前年を上回っています。

◆特別調査・一般調査

高額、悪質な不正計算が見込まれる案件を対象に実施。特別調査の日数は10日以上が目安。

◆着眼調査

資料情報や申告内容の分析の結果、申告もれ等が見込まれる場合に実地で短期間で実施する。

◆簡易な接触

納税者宅に行かずに、文書、電話による連絡、来署依頼による面接で、申告内容を是正する。

2018事務年度所得税および消費税調査等件数

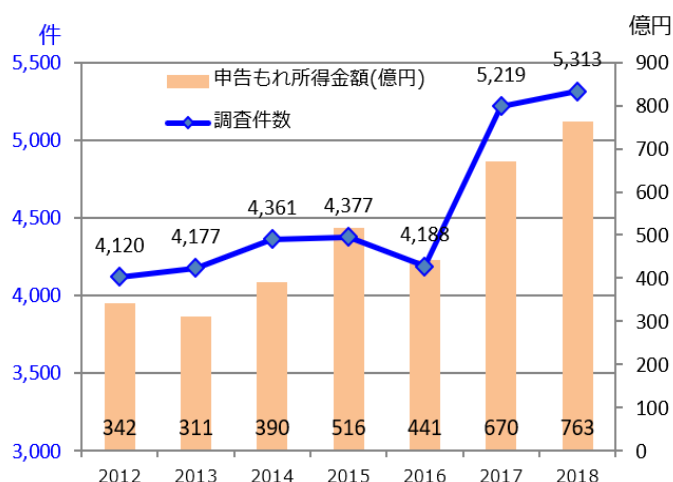
税 目	項 目	2018年度	2017年度
所得税	実地調査 特別・一般	50,130	49,735
	着 眼	23,449	23,218
	計	73,579	72,953
	簡易な接触	537,076	549,684
	合 計	610,655	622,637
個人消費 税	実地調査 特別・一般	28,504	28,415
	着 眼	9,919	9,504
	計	38,423	37,919
	簡易な接触	47,628	49,631
	合 計	86,051	87,550

●富裕層調査は増加傾向

株や不動産などの大口所有者などの富裕層への調査については、毎年個別に発表されます。

2018事務年度は5,313件の調査が実施され、その85%にあたる4,517件で計763億円の申告もれが発見されました。追徴税額は203億円に上り、前年より15%も増えました。

増える富裕層への所得税調査



■ 海外金融機関からの情報交換資料で発覚

CRS（共通報告基準）とは、OECD加盟国同士で自国内の非居住者の銀行口座情報を提供し合う仕組み。CRS情報などを調査したところ、国外の複数の預金口座が判明。6年分の申告漏れ所得5,500万円が発覚し、その追徴税額は2,700万円に。



国内預金の利子は源泉されて納税済みですが、海外預金口座の利子は確定申告の対象です。

■ アフィリエイト収入+仮想通貨取引の申告もれ

アフィリエイト収入の申告もれの調査がきっかけで、仮想通貨取引、証券取引益の無申告も発覚。5年分5,400万円の申告漏れで1,700万円が追徴。



アフィリエイト収入は、原則、雑所得として申告が必要です。

■ 証券会社の法定調書から発覚した株式譲渡益

国税当局は、証券会社から提出された株式等の譲渡対価等の支払調書により、株式を大量売却しているにもかかわらず、一部しか申告していない事実を把握。5年分の申告漏れは十数億円に達し、追徴税額も数億円に上る大規模案件でした。



証券会社は一般口座の株式売買取引は、金額に関係なくすべて税務署へ報告しています。

●国税庁も注目するネット取引

◆ネット取引の追徴税額は過去最高58億円

2018年度はネット取引について、前年の5%増しの2,127件の調査が実施され、1件当たりの申告漏れ額は1,243万円で、全体平均1,045万円の1.2倍となっています。

◆国税庁が課税もれリスクを懸念する新分野

モノやサービスを有料で貸し借りするシェアリングエコノミー（共有型経済）は新たなネット経済取引の分野として注目。個人間売買、民泊収入、個人間の送迎サービスなど、利益が出る仕組みが次々生み出される中、国税庁も積極的に調査しています。

◆どんな場合に申告が必要？

個人間売買では、不要になった生活用品などの売却益は申告不要ですが、30万円超の貴金属の売却益などは申告が必要となります。

ネット上で商品を仕入れてネット上で売れば、明らかに確定申告が必要ですが、複数のアプリを利用して売買していれば、税務署では実態が把握できないのが実状です。

一方で、2020年より仲介業者に対し税務当局への取引内容の報告を義務化する予定です。国内でも制度見直しの可能性は十分ありそうです。